

横浜市行政不服審査会答申
(第173号)

令和8年8月12日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

2 事案の概要

本件は、令和7年4月30日、審査請求人が●●区長（以下「処分庁」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第1項に基づく住民票の写しの交付申出（以下「本件申出」という。）を行ったところ、同年6月5日、処分庁がこれを不交付とした（以下「本件処分」という。）ことから、審査請求人が、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

3 法令等の規定

別紙「関係法令等の定め」のとおり（同別紙で用いた略称は本文中でも用いることとする。）。

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件申出の対象者●●●●（以下「対象者」という。）の父であり、かつ審査請求人の代表取締役でもある●●●●（以下「父」という。）及び同社取締役であって父の妻である●●●●（以下「父の妻」という。）は、対象者が父と離婚した元妻（対象者の母）の下で生活していたところ、家を出たいと父に助けを求めてきたことを受け、対象者のために家を用意し、お金を貸し、精神科の通院に付き添うなどして、生活が落ち着き自立できるようサポートしてきた。しかし、対象者は、審査請求人に対する約80万円の借金を残して家中ゴミだらけのまま出ていき、音信不通となった。この間、父から対象者に対する暴力などは一切なく、対象者が家を出た令和6年2月14日から本件処分を受けた令和7年6月5日までの間に対象者を探し回った事実もないことから、支援措置の要件を満たしていない。

対象者による支援措置の申出は虚偽であり、相談機関及び所轄課での事実確認が不十分であるから、このような虚偽の申請の結果、審査請求人による本件申出を相当と認めないと判断した本件処分は違法又は不当である。

- (2) 審査請求人には、対象者により、仕事への支障、対象者が住んでいた家の掃除及び退去にかかる費用の負担並びに生活する上で必要であったとして

貸し付けた金銭の返済の滞りといった不利益が生じており、本件処分の取消しが妥当である。

- (3) 父は対象者に対し、仕事上でも家庭上でも暴力等をふるったことはなく、父の名誉回復のためにも処分の取消しを求める。

5 処分庁の主張の要旨

- (1) 支援措置制度は、国が定めた事務処理要領に基づく合理的な制度であり、その定めが明らかに法令の解釈を誤っているなど特段の事情のない限り、これにより事務処理を行うことが法律上求められているといえる。
- (2) 対象者については、令和7年2月28日、他の自治体の市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）から、支援措置の実施を求める者として、支援措置申出書（以下「本件支援措置申出書」という。）の転送を受けている。

本件支援措置申出書には、相手方として審査請求人等の名称が記載され、相談機関の意見が付されている。これを受け、処分庁は、事務処理要領第5-10-オに規定する原則的な取扱いに準拠し、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認し、支援措置を実施したことをもって支援の必要性があると判断し、支援措置を実施している。

そして、本件申出は、支援措置における相手方と位置付けられている審査請求人からなされたものである。また、本件申出に係る請求書（以下「本件請求書」という。）において明らかにされた利用の目的から本件申出に特別の必要があるとは認められず、事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)に基づき、本件申出を相当と認められないため、本件処分は適法である。

6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

- (1) 認められる事実

ア 令和7年2月4日、対象者は、当初受付市町村長に対し、相手方を審査

請求人等とする本件支援措置申出書を提出した。

イ 令和 7 年 2 月 28 日、処分庁は、当初受付市町村長から本件支援措置申出書の転送を受け、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認し、支援措置を実施したことをもって、対象者を申出者（支援措置対象者）とする支援措置の実施を開始した。

ウ 令和 7 年 4 月 30 日、父の妻（審査請求人の現に申出の任に当たっている者）が、●●区戸籍課において、本件申出を行った。

エ 本件請求書の「利用の目的」欄には「返済が滞っているため本人の住所が必要です。生活費・借用書にて 2023 年 5 月 1 日取り決めをしたのですが 2024 年度から支払いされていない」と記載されていた。

オ 令和 7 年 6 月 5 日、処分庁は、本件処分を行い、審査請求人に対し行政証明不交付通知書を発行した。

(2) 争点に対する判断

ア 住民に関する記録を正確かつ統一的去うという法の目的（法第 1 条）等に照らせば、住民基本台帳に関連する事務の処理は全国で統一的去われるようにする必要がある。そこで、国においては、かかる観点から、技術的な助言（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4）として、事務処理要領を定めている。このような法の趣旨及び事務処理要領の位置付けに照らせば、市町村長は、事務処理要領の定めが法その他の関連法令の解釈を明らかに誤っているなどの特段の事情がない限り、事務処理要領に従って事務処理を行うことが法律上求められており、事務処理要領に従って事務処理を行っている限り、市町村長の上記判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの評価を受けることはない（最判平成 11 年 1 月 21 日集民 191 号 127 頁参照）。

イ 事務処理要領においては、市町村長は、加害者が、住民票の写しの交付等の制度を不当に利用して DV 被害者等の住所を探索することを防止し、もって DV 被害者等の保護を図ることを目的として、支援措置を講ずるものとされている。この支援措置は、DV 被害者等の申出に基づいて DV 被害者等及び加害者をあらかじめ把握し、住民票の写し等の交付事務の運用に反映させようとするものであり、住民に関する記録の適正な管理を図るという法の目的（法第 1 条）に合致するとともに、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成

13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。) に基づき DV 被害者の適切な保護を図る責務を果たす (DV 防止法第 2 条及び第 9 条) という観点からも合理性を有するものである (名古屋地方裁判所令和 2 年 2 月 27 日判決・平成 31 年 (行ウ) 第 17 号参照)。

そして、事務処理要領は、支援措置において加害者とされている者からの支援対象者に係る住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の申出については、原則としてこれを拒むとしつつ、利用目的の厳格な審査の結果、特別の必要があると認められる場合にも、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付するなどの方法により、加害者に交付しないで目的を達成することが望ましいとしている。このような取扱い、支援対象者の保護に配慮しつつ、住民の居住関係の公証を行うように促すものであり、法の目的に沿う合理的なものである (前掲名古屋地方裁判所判決参照)。

したがって、住民票の写しに関する支援措置についての事務処理要領の定めに従って不交付処分がなされている限り、市町村長の裁量権の逸脱又は濫用はないというべきである。

ウ これについて本件を見ると、処分庁は、当初受付市町村長から本件支援措置申出書の転送を受け、対象者に対する支援措置の実施を開始したところ、本件支援措置申出書による当該支援措置は事務処理要領に則って行われたものであることが認められる。そして、処分庁は、事務処理要領第 5-10-オの記載に従い、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、処分庁においても支援の必要性があることとする取扱いとしたものである。また、審査請求人は、対象者が申し出た支援措置において相手方とされている。

したがって、事務処理要領第 5-10-コー(イ)-(A)により、審査請求人は、法第 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして、本件申出は拒否すべきものであり、本件申出に対して不交付とした本件処分は、事務処理要領に従ったものであると認められるため、処分庁の裁量権の逸脱又は濫用はない。

エ また、事務処理要領第 5-10-コー(イ)-(A)のとおり、申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける等の方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望

ましいとされている。この「特別の必要」とは、当該住民票の写し自体が、申出における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できない場合をいうと解される（「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」（平成 16 年 5 月 31 日総行市第 218 号総務省自治行政局市町村課長通知）の 6 の（問 13））。

この点、本件請求書の「利用の目的」欄には「返済が滞っているため本人の住所が必要です。生活費・借用書にて 2023 年 5 月 1 日取り決めをしたのですが 2024 年度から支払いされていない」としか記載されておらず、「特別の必要」は認められない。

オ 以上に鑑みると、審査請求人において、対象者の住民票の写しが必要不可欠であるとは認められず、本件申出について「特別の必要」は認められないから、本件支援措置申出書に係る相手方である審査請求人による本件申出を相当と認められないとして本件処分を行った処分庁の判断は、事務処理要領の定めに従ったものであって、裁量権の逸脱濫用はないというべきである。

カ なお、審査請求人は、父及び父の妻は支援措置の相手方に該当する行為を行っていないと縷々述べ、本件処分が違法又は不当であると主張する。

キ しかし、事務処理要領は、支援措置対象者に係る住民票の写しの交付請求等が不当な目的によることが明らかなものに該当するかどうかの判断に際し、支援措置申出書の内容や相談機関の意見を確認することに加えて、更に調査し、確認することを義務付ける規定を設けていない。

DV等の加害者が被害者の住所を知ることとなった場合には、被害者の生命、身体等に重大な危険が生ずる可能性があるところ、支援措置を行うに当たり、上記の可能性を基礎付ける事実関係を客観的に確定しなければならないとすれば、適時な対応をとることができなくなる結果、市町村において、DV防止法等に基づき、被害者の保護を適切に図るという責務（DV防止法第 2 条、第 9 条等）を全うすることは不可能又は著しく困難とならざるを得ないのであって、市町村長は、支援措置を行うに当たり、特段の事情がない限り、事務処理要領に従った確認をすることを超えて、DV被害の存否等を調査確認しなければならない義務を負うものではないというべきである。

本件において、支援の必要性を確認するに当たって調査確認しなければならなかったといえるような特段の事情があったとはいえないから、上記審査請求人の主張には理由はない。

(3) 結語

以上のとおりであるから、審査請求人は、法第12条の3第1項の各号に掲げる者に該当せず、本件申出に対して不交付とした処分庁の判断に裁量権の逸脱濫用はなく、その他本件処分について違法又は不当な点は見当たらない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、6の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和7年9月3日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和7年9月25日	・ 弁明書等の受理
令和7年9月30日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年10月25日	・ 反論書の受理
令和7年10月28日	・ 反論書（副本）の送付
令和8年7月1日	・ 審理手続の終結
令和8年7月7日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和8年7月14日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和8年8月12日	・ 調査審議

別紙

関係法令等の定め

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第 12 条の 3 市町村長は、前 2 条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第 7 項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前 2 号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

（第 2 項から第 9 項まで省略）

住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事局長等通知によるもの。以下「事務処理要領」という。）

第 5－10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の、申出の相手となる者（以下「相手方」という。）が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止

し、もって支援措置対象者の保護を図ることを目的として、法第 11 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 12 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 12 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 12 条の 3 第 1 項から第 6 項まで、第 15 条の 4 第 1 項から第 4 項までの規定並びに同条第 5 項において準用する法第 12 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 12 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の 3 第 4 項から第 6 項まで、第 20 条第 1 項から第 4 項までの規定並びに同条第 5 項において準用する法第 12 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 12 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の 3 第 4 項から第 6 項まで、並びに第 21 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定並びに同条第 5 項において準用する法第 12 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 12 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の 3 第 4 項から第 6 項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

(アからウまで省略)

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、ア～(ウ)に基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。

(カからケまで省略)

コ 支援措置

((ア)省略)

(イ) 住民票の写し及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援措置対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を

作成している場合にあっては、支援措置対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。)の写し等及び戸籍の附票(支援措置対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。)の写しの交付について、以下のように取り扱う。

なお、請求又は申出に対し不交付決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。

(A) 相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B)及び(C)並びにサ省略)